

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）					
地区名	一般県道 ^{だみねひがしおおみせん} 田峯東大見線					
事業箇所	豊田市 ^{とよたし} 御内町 ^{みうちょう} 地内					
事業のあらまし	<p>一般県道^{だみねひがしおおみせん} 田峯東大見線^{みかわ}は三河山間地域を東西に結ぶ幹線道路である。</p> <p>当該箇所は地形が急峻で、道路幅員も狭く見通しの悪いカーブが連続しており、一般車両を始めスクールバス、定期巡回バス等の通行に相当の危険が生じている。</p> <p>このため近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれており、事故を未然に防ぐため、早急に視距の改良を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	0.56 億円		■工事費 0.47 億円、■用補費 0.05 億円、■その他 0.05 億円			
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 21 年度	完成年度	平成 23 年度
事業内容	・視距改良 延長 L=0.17km、幅員 W=5.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>・視距の確保（L=172m）を行い、自動車交通の安全確保を図った。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>・視距の改良により、安全な通行環境が確保された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					